

仕様書

第1 件名

令和元年度東京ガイドパンフレットおよび地図制作業務委託

第2 目的・事業概要

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）は、アジア地域および欧米豪において、旅行者誘致を強化するため、旅行者および旅行会社が求める情報を掲載した東京ガイドパンフレット及び地図を制作する。

第3 履行期限

契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

第4 全体運営

1 実施コンセプト

東京都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、「東京のブランディング戦略会議及び報告書（概要）」のとおり、ブランドコンセプトを定めた。本事業の企画にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとしたアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下、「アイコン」という。）にこめられたメッセージを深く理解の上、制作にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」とアイコンおよびキャッチフレーズについては以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/20p1j700.htm>

【アイコンとキャッチフレーズについて】

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

【アイコン公式WEBサイト】

<https://tokyotokyo.jp/>

2 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、実施体制を明確化すること。

第5 委託内容

1 全般について

(1) 受託者は、項目第5、2以降に記載の委託内容をすべて企画・実施すること。

【委託概要】

ア. 制作業務

- ・テーマ訴求型パンフレット（以下、「パンフレット」という。）
- ・東京観光マップ（以下、「マップ」という。）

イ. 印刷・納品業務

ウ. 報告書の作成

- (2) 受託者は、委託内容に記載の各事業の全体スケジュールを策定し、TCVB の承認を得ること。
- (3) 事業の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- (4) 業務完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。
- (5) 事業の実施にあたっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で実施すること。
- (6) 関係者との調整業務等、許諾に要する一切の業務を行なうこと。
- (7) 撮影、編集に係る一切の経費は、全て事業費に含むものとする。
- (8) 撮影が必要な場合は、事前に管理者に活用方法の説明等含めて、許可を得ること。

2 制作業務

(1) パンフレットに関すること

対象市場及び言語	・市場：中国、台湾、マレーシア、タイ、フィリピン、インドのアジア 6 市場および欧米豪 ・言語：英語（マレーシア、フィリピン、インド、欧米豪）、中国語・簡体字（中国）、中国語・繁体字（台湾）、タイ語（タイ）の 4 言語 4 種類
主なターゲット層	主に、具体的な訪都旅行計画以前の段階の「良質・こだわり志向層」「今どきライフスタイル追求層」の 20～30 代の男女
主なテーマ	主に、文化・食・アート・ウェルネスの分野における「東京ならではの体験」
主な配布先、活用シーン	海外（発地）の旅行博（一般旅行者向けおよび旅行会社向け）等のプロモーションにおける、東京ならではの魅力の発信ツールとして。
基本想定サイズ等	原則 A5 サイズ（30～50 ページ）または A6 サイズ（60～100 ページ） フルカラー

本表を、基本的な想定スタイルとし、以下を踏まえパンフレットを制作すること。

- ア 上表に合ったタイトルをつけること。
- イ トrendを踏まえた新しい切り口で、東京の多様な魅力を効果的に取り上げること。
- ウ 手に取りやすく、保存を促すサイズ、形態、コンテンツ内容とすること。なお、サイズについては、上表以外のサイズの提案も妨げないものとする。
- エ 渋谷スクランブル交差点を効果的に発信する内容を盛り込むこと。
- オ 東京ブランド紹介ページを盛り込むこと。また、原則として東京おみやげ紹介ページ (<https://tokyotokyo.jp/news-and-topics/omiyage/>) を盛り込むこと。
- カ ポケットサイズのガイドブックスタイルや分冊スタイルの提案も妨げないものとする。

(2) マップに関すること

対象市場及び言語	・市場：欧米豪及びアジア地域 ・言語：英語のみ1言語1種
主なターゲット層	主に、具体的な訪都旅行計画以前の段階の「良質・こだわり志向層」「今どきライフスタイル追求層」の20～30代の男女
内容	表：東京の中心地のマップ 裏：年間を通じて東京で体験できることの紹介（30～50か所程度）、中心地以外の情報等
主な配布先	海外（発地）の旅行博（一般旅行者向けおよび旅行会社向け）等
基本想定サイズ等	原則A2程度、MAP折り（W折りクロス2つ折り）フルカラー

本表を、基本的な想定スタイルとし、以下を踏まえマップを制作すること。

- ア 原則対象市場に多くの拠点を持ち、外国人がマップを実際に手に取るための認知・高いブランド力を有する媒体（タイムアウト等）を活用すること。
- イ 発地での配布を考慮し、詳細なマップよりも、旅行計画において参考となる見せ方、位置情報を意識すること。
- ウ 前項のパンフレットと連動した展開の提案も妨げないものとする。
- エ 裏表紙は東京ブランドの紹介とすること。

(3) 全体に関すること

ア デザイン、レイアウト等

- (ア) 原稿をレイアウトに反映させる場合は適宜イラストや写真のサイズ、配置を工夫し、余白や全体のバランスを整えること。
- (イ) 全体を通じて整合性をとること。また、大文字・小文字等の表記も含めて、用語（特に固有名詞）の統一をはかること。
- (ウ) 東京都が発表した「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針東京都版対訳表」通りに翻訳校正を行うこと。
- (エ) パンフレットおよびマップの表紙のデザインはそれぞれ1種類以上提案すること。（パンフレットの表紙は英語版とそれ以外の言語版でデザインを変える提案も妨げない）
- (オ) 撮影を新たに行う場合はその画像については、リサイズのみならず、編集が可能となるよう、2次利用についてすべての利用許諾・確認を得るものとする。
- (カ) その他、変更の必要が生じた場合には、TCVBと協議、調整を行うこと。
- (キ) デザイン、レイアウト等については、配布地域を考慮すること。また、原則東京ブランドのデザイン全般を担うクリエイティブディレクターの監修を受けて決定する。

イ 台割（構成）・原稿作成

- (ア) 提案・制作にあたっては、台割（構成）及び構成要素一覧の案を作り、内容について随時 TCVB の承認を得ること。
- (イ) 英語版以外の、中国（簡体字）、台湾（繁体字）、タイ版のパンフレットについては、それぞれの市場特性を考慮して、訴求する情報や構成を変える提案も妨げないものとする。
- (ウ) 英文の原稿は全て英語ネイティブライターによって英語で制作し、日本語の参考訳・抄訳をつけて提出し、TCVB の承認を得ること。
- (エ) 英語以外の言語については、英語（参考訳・抄訳付き）または日本語で TCVB の承認を得た上で、それぞれの言語に翻訳すること。なお、翻訳は全て受託者の責任において行い、ネイティブチェックを行うこと。
- (オ) 原稿の制作にあたっては、全てのページについて、掲載事項（エリア、施設、イベント、項目、URL 等）に関連する情報及び写真を収集した上で、最新かつ最適な文章の提案を行うこと。
- (カ) 原則、写真の入手・撮影の手配等は受託者が行い、写真入手・撮影等にかかる費用も本見積りに含めること。尚、使用する写真素材については、すべてその利用期間を明記したリストを作成し、委託業務完了後に TCVB に提出する。
- (キ) 掲載する内容（原稿、写真、イラスト、地図等）及び本パンフレット・マップは、東京の観光に資することを目的として、「デジタルパンフレットギャラリー」（<http://www.gotokyo.org/book/?la=en>）および東京ブランド TokyoTokyo 公式サイト（<https://tokyotokyo.jp/>）に掲載する場合がある。コンテンツ制作、掲載施設等への許可申請及び写真入手・撮影の際には、これを前提に予め許可を得ておくこと。なお、利用期間（配布）および掲載期間としては、令和 3 年 3 月 31 日までの利用を見込むこととし、デジタルパンフレットギャラリー用データ作成費用、モデルや著作権等の権利契約、料金を見込むこと。
- (ク) 原稿の制作にあたっては、各施設に掲載内容（施設名称・営業時間・URL・一時的休館情報など）の情報確認（ファクトチェック）を行った上で行うこと。またそのコンタクトリストを委託完了後に TCVB に提出すること。
- (ケ) ファクトチェックの実施にあたり、当該情報が掲載できない事由が生じた場合は、別の掲載項目を提案し、TCVB の承認を得た上で再度ファクトチェックを行うこと。

エ 校正

- (ア) TCVB への校正原稿の提出は、原則 3 回（うち色校正 1 回）とする。
- (イ) 色校正は本紙校正によって、各言語最低 1 回行うこと。
- (ウ) 原稿の校正を綿密に行うこと。特に名称、電話番号、所在地、地図、URL 等、事実関係については、より厳密な校正を行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。

オ 紙質

- (ア) 印刷にじみがなく、汚れや水への耐久性がありとして適切な紙質または加工方法を提案すること。

- (イ) 表紙・裏表紙は光沢がある紙質または加工であると望ましい。紙質をみるために紙のサンプルを持参し、TCVB の承認を得ること。
- (ウ) 紙質の提案時は、別紙 1「印刷物に関する注意事項」に従うこと。

カ 広告

- (ア) パンフレットについては、表 3 を含む 4.5 ページに 1 ページ又は 1/2 ページの広告掲載を行う。
- (イ) 広告募集は原則 TCVB が行い、広告主を決定する。その後の入稿は広告主と直接行うこと。入稿原稿は完全版下とする。但し、広告主の原稿の翻訳、構成を依頼された場合は直接広告主と調整や手続きを行うこと。

3 印刷・納品業務

(1) 印刷

ア 部数

別紙 1「印刷物に関する注意事項」の内容に基づき、両面カラーで、以下の部数を印刷すること。

(ア) パンフレット

言語	英語	簡体字	繁体字	タイ語
部数	12,000 部～ 20,000 部	6,000 部	3,600 部	4,000 部

(イ) マップ

言語	英語
部数	50,000 部

イ 環境配慮

別紙 1「印刷物に関する注意事項」別紙 2「環境により良い自動車利用」における注意事項欄を遵守し、委託完了届提出時に、証明書を併せて提出すること。

(2) 納品

下記の通り、TCVB の指示に従い確実に納品すること。

ア 納品期限

(ア) パンフレット (印刷物)

言語	納期
英語	10 月中旬
タイ語	10 月中旬
中国語 (繁体字)	10 月中旬
中国語 (簡体字)	10 月中旬

(イ) マップ (印刷物)

言語	納期
英語	10 月中旬

(ウ) 電子媒体

掲載（配信）期間は随時データが完成したものから手続きを行い、掲載（配信）の終了期限は原則令和3年3月31日とする。

イ 納品場所

公益財団法人東京観光財団

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6日新ビル5階

もしくはTCVBが指定する国内倉庫。

ウ 納品形式

(ア) 現物パンフレット

原則100部ごとに包装紙で梱包し、200部ごとに箱詰めすること。箱と梱包紙には冊子の名称、言語（又は国名）、部数が明確に分かるようにシールを貼り、適切に梱包のうえ納品すること。

(イ) 現物マップ

原則50部ずつ帯封の上、200部ごとに箱詰めすること。箱と梱包紙には冊子の名称、言語（又は国名）、部数が明確に分かるようにシールを貼り、適切に梱包のうえ納品すること。

(ウ) データ

最終入稿データを以下の仕様でCD-ROM又はDVDにより2部納品すること。

- ・業務印刷向けトンボ付きpdfデータ
- ・一般印刷向け仕上りpdfデータ（トンボなし）
- ・編集可能なデータ（AdobeInDesign、AdobeIllustrator等）

4 報告書

制作物に関する内容の報告書を、ワードもしくはパワーポイントで作成しカラー印刷、データ入稿をすること。

第6 契約代金の支払い

受託者は前述第5の3（2）納品に際し、別紙3「委託完了届」をもってTCVBの検査を受け、この後請求書を発行すること。TCVBは適法な請求書の受領から一ヶ月以内に受託者へ契約代金を支払うこととする。

第7 第三者委託の禁止

- 1 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書によりTCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、翻訳業務、印刷業務等については、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書によりTCVBに報告するものとする。

第8 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償し

なければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

第9 作成物に関する権利の帰属

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、全てTCVBに帰属する。
- 3 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVBが本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVBは事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- 4 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめTCVBに通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- 5 上記1～4の規定は、第7により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- 6 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第10 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第11 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に当たり、TCVBの保有する個人情報の取扱いについては、別紙4「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 3 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第12 その他

- 1 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- 2 その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- 3 本事業の委託者はTCVBであるが、実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- 4 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。

- 5 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。